

令和5年度宮城県立中学校入学者選抜に係る
新型コロナウイルス感染症等への対応について

高校教育課

1 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
感染症罹患者	適性検査日当日までに退院又は療養解除されていない (療養期間については別紙1のとおり)		
濃厚接触者 ^{※1}	① 以下の項目に1つでも該当する場合 <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果、陰性が確認できていない ^{※3} <input type="checkbox"/> 別紙2「健康状態チェックリスト」の項目①～⑤のどれか1つでも「はい」にチェックが入っている <input type="checkbox"/> 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自動車等 ^{※4} で往復する等の手段が取れない	受検 できない	【様式Ⅱ-3】 調査書による選抜 (特例措置)
感染の可能性 がある者 ^{※2}	② 以下の項目の全てに該当する場合 <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査の結果、陰性である ^{※3} <input type="checkbox"/> 検査日当日も無症状である（別紙2「健康状態チェックリスト」を記入し、検査日当日に持参すること） <input type="checkbox"/> 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自動車等で往復できる	別室で 受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検

※1 陽性者の同居家族である者や、保健所・施設管理者から濃厚接触者と特定された者。
(待機期間が解除された者(別紙1のとおり)を除く。)

※2 新型コロナウイルス感染症罹患者が校内で確認され、学校保健安全法第19条により学校長が感染の可能性のある者として出席停止を要請している者。

※3 行政検査が行われない場合等は、十分に健康観察を行い、無症状であることをもって、陰性であることと同様の扱いとする。

なお、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行うことが望ましい。

※4 自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、自転車、タクシー、ハイヤー等。ただし、タクシー、ハイヤー等については、業界団体が策定して感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること等の条件のもと利用するものに限る。

2 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患していない、かつ、濃厚接触者に特定されていない場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
発熱等の症状がない者		受検できる	【申請なし】 通常受検 ^{※5}
発熱等の症状がある者	インフルエンザに罹患又は発熱、咳、鼻水等の諸症状がある	別室で 受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検

※5 適性検査の受検に際し、別紙1の基準により検査日の直前に療養解除、待機解除された場合や新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された小学校長から、「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合、当該中学校長は、県教育委員会教育長と協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、該当する受検生の別室受検を認めることとする。

3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受検の申請について

1又は2に基づき調査書による選抜（特例措置）又は別室での受検対応を必要とするときは、以下のとおり対応する。

(1) 1月5日（木）までに、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合

イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。

ロ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、出願先中学校へ提出する。

(2) 1月6日（金）までに、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合

イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。

※1月6日（金）午後4時以降に判明した場合には、(3)と同じ対応をとるものとする。

ロ 小学校は、出願先中学校へ午後5時までに電話で連絡する。

ハ 小学校は、1月10日（火）に配慮申請書（様式Ⅱ-3）を、出願先中学校へ提出する。

(3) 1月7日（土）午前8時30分までに、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合、又は発熱症状（インフルエンザ罹患・インフルエンザ様症状）が見られた場合

イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、出願先中学校へ午前8時30分までに電話で連絡する。（「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図（別紙3）」を参照）

ロ 保護者は、出願先中学校へ上記イの連絡をした旨を、小学校へ1月10日（火）に電話で連絡する。

ハ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、1月11日（水）までに、出願先中学校へ提出する。

4 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応について

(1) 児童は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。

(2) 検温の結果については、前日から体温報告書（別紙4）に記録し、受検をする県立中学校に受検生が検査日当日に提出する。

(3) 受検の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診すること。

5 その他

(1) 調査書等の取扱いについては、以下のとおりとする。

・出席日数や学習評価の内容等の記載により、不利益を被ることがないように配慮する。
・スポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等について参加できなかったことのみをもって不利益を被ることがないように配慮する。
(上記の取扱いについては、昨年度からの変更はありません。)

(2) 「受検上の配慮申請書（様式Ⅱ-3）」、「罹患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間について（別紙1）」、「健康状態チェックリスト（別紙2）」、「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図（別紙3）」、「体温報告書（別紙4）」については、高校教育課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyoku/kyo-r5senbatu.html>）